

環境・防災活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、福井県内に居住する県民が協働で行う環境保全・保護活動もしくは防災・減災活動の推進を図るため、公益財団法人福井県建設技術公社が行う支援事業の実施に関して、必要な事項を定める。

(補助対象活動)

第2条 営利を目的としない活動で、以下に示す活動を対象とする。

- ・豊かな自然環境の保全、保護に関する活動
 - ・自然災害に対する防災、減災に関する活動
 - ・その他福井県建設技術公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める活動
- なお、次に掲げる活動は補助対象としない。
- ・政治および宗教活動
 - ・公序良俗に反する活動
 - ・その他理事長が適当でないと認める活動

(補助対象者)

第3条 応募できる者は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- ・営利を目的としない非営利団体
- ・補助対象者の住所が福井県内
- ・構成員が10人以上

(補助金額)

第4条 補助金額は補助対象活動に要する費用とし、その限度額は活動に要する経費の2分の1かつ10万円以内とする。ただし他の補助活動の補助金を受けていないこと。

2 補助期間は1年以内とし、複数年にわたる活動の場合は3年を限度とする。

(補助の対象となる経費)

費目	内容	備考
報償費	講師、専門家謝礼、補助人員費等	構成員人件費は除く
旅費、交通費		
需用費	消耗品、印刷製本、材料等	
役務費	通信運搬、保険料	
使用料、賃借料	会場借上、機器使用料等	
備品購入費	機器、機材購入費	
請負費	設計費、工事費	
その他経費	活動に必要な経費	飲食費は除く

(交付申請)

第5条 補助を受けようとする者は、別に定める申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、活動計画書および収支予算書を添付しなければならない。
- 3 理事長は、前項に定める書類の他、必要な書類を提出させることができる。

(交付決定)

第6条 理事長は、前項に規定する申請書を受理したときは、交付の可否を決定し申請者に通知する。

(実施報告)

第7条 補助を受けた者は、活動終了後に別に定める報告書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、実施報告書および収支報告書を添付しなければならない。

3 理事長は、前項に定める書類の他、必要な書類を提出させることができる。

(補助金額の確定)

第8条 理事長は、前条に規定する報告書を受理したときは、交付すべき補助金額を確定し、当該団体に通知する。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた団体が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助金の交付を受けた団体が虚偽の申請または不正行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部または一部を返還させることができる。

(施行細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。